

公示

調達管理番号：20a00721

国名：ラオス

担当部署：経済開発部 農業・農村開発第一グループ

案件名：ラオス国サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト
(参加型農業推進委員会 (PAPC) 運営指導)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：参加型農業推進委員会 (PAPC) 運営指導
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年1月下旬から2021年11月中旬
- (2) 業務 M/M：現地 6.00M/M、国内 0.6M/M、合計 6.60 M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 90日、国内整理 2日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 3日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月16日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご

持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2021年1月7日(木)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	組織形成に係る業務
対象国／類似地域	アジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
(2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ラオス国では経済成長に伴い、農業生産において、これまでのコメ中心から、野菜や畜水産物などへと作物の多様化が進みつつある。プロジェクトが対象とするサバナケット県では、従来雨季(6~10月)の天水稲作を中心とする自給自足農業が営まれており、農家は余剰米を換金して現金収入を得てきたが、コメの生産性及び品質が概して低いため、これが生計向上の阻害要因となってきた。他方、サバナケット県とは対照的に、ラオス南部4県にまたがるボラベン高原においては、民間投資やドナー支援を通じ、コーヒー等の商品作物が栽培され、国際市場で販売され始めた。こうした状況の変化の中、農業の商業化が遅れていたサバナケット県においても、「農業開発戦略2025ビジョン2030」(2015年)、「第8次農林業開発5か年計画」(2016年)及び「商業的生産および食料安全保障プログラム」において、コメ増産の重点県として生産強化の方針が打ち出されるなど、政府による具体的な生産性向上への取り組みが始まりつつある。

他方、農林省が発表した「灌漑施設管理移転(Irrigation Management Transfer) 施策」(1998年)により、灌漑施設の操作管理を含む運営管理に関する権利と義務が、行政機関から水利組合に移管されることになったが、実施は停滞していた。このため、JICAはサバナケット県において「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト(Participatory Irrigated Agriculture Project:PIAD)」(2010.11~2015.11)を実施し、①参加型による農家の水路整備及び維持管理、②農作物の栽培技術指導、③農家組織の強化を行い、これらの活動要素からなる「PIADモデル」を確立した。

2015年にPIADプロジェクトが終了した後、「PIADモデル」をより発展的かつ持続的に実施するため、新たな技術協力プロジェクトの支援がラオス政府から要請され、2017年からサバナケット県における参加型農業振興プロジェクト(通称「Savan PAD(サワンパッド)プロジェクト」、以下、「本プロジェクト」という)が開始された。本プロジェクトは、「サバナケット県の対象地区において参加型農業が推進・実施されること」をプロジェクト目標に掲げ、活動の柱として①対象地域のコメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③高付加価値型農産物生産を掲げ、以下に留意して活動を行うこととしている。

- 1) 中央省庁の主導ではなく、サバナケット県が実施機関となり「県の事業」としてプロジェクト活動を行うこと。
- 2) サバナケット県農林局や同県の関係部局の連携強化を図りながら実施すること。
- 3) 国や県から配分される開発予算を適性に活用すること。
- 4) 農家による「PIADモデル」の実践力の強化を図ること。
- 5) 付加価値の高い農産物の生産に向けた行政サービス強化に取り組むこと。

本プロジェクトは、サバナケット県において地域の農家が主体となり、行政からの支援を得つつ、農家が栽培技術のみならず情報やリソースを活用しながら栽培計画策定から販売までの営農活動を実践し、農業生産量や質の向上、ひいては農業収入の向上を図ることを目的としており、これらの政策・方針を「県の事業」として主体的・持続的に具現化するモデルとしての役割を担っている。

プロジェクト終了まで1年半に差し掛かるにあたり、プロジェクト目標である、「サバナケット県の対象サイトにおいて参加型農業が推進・実施される」ことを達成するためには、同県農林局の他、県計画投資局、県商工局および県財務局等の関連部局で構成する「参加型農業振興委員会(以下、「PAPC」という)」が自立的・主導的に参加型農業の推進活動が行えるかどうか課題の一つとなっている。PAPC設立の目的は、県レベルでの機関間の連携により、参加型農業の実施促進と県内各地への普及を持続的に行うため、制度面、技術面の支援に加

え資金面でも一定の投入を行うことにある。PAPC は 2020 年 9 月上旬に第一回の会議を実施したが、組織の目的を達成するための運営方法、具体的な関係者の役割や組織としての機能に関しては、まだ関係者間の理解が深まっておらず、共通認識が醸成されていない。加えて、予算確保の目処が立っておらず、本来の目的を果たすに足る体制の確立には至っていない。かかる状況から、PAPC が部局横断的な組織として、持続的で適切な運営がなされるよう指導するための短期専門家派遣を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトについて十分理解した上で、本プロジェクト長期専門家（以下「専門家チーム」という）と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の活動を行う。

本業務では、サバナケット県農林局計画課および同県計画投資局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同県が参加型農業振興のための組織を運営するための一連のプロセス及び現状を整理し、改善点について提案を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021 年 2 月上旬）
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書、ラオスにおける組織形成の現状と課題を把握する。
 - ② 専門家チーム、JICA 経済開発部と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン（英文）を取りまとめ、JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、ラオス事務所にもデータを送付する。
- (2) 第 1 次現地業務期間（2021 年 2 月中旬～5 月中旬）
 - ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、本プロジェクト専門家チーム、C/P 機関にワークプランを提出・説明し、業務計画の承認を得る。
 - ② PAPC 運営にあたり、サバナケット県下の関係部局である農林局（以下、「PAFO」という）および計画投資局（以下、「DPI」という）、商工局（以下、「DOIC」という）、財務局（以下、「DOF」という）からの情報収集、ヒアリングを行い、PAPC 運営に係るプロセス、各機関の役割、現状、課題等を把握する。特に、PAPC の存在意義について各局で共有認識が持たれているか、また PAPC の役割、PAPC における各局の役割が理解されているかも把握する。
 - ③ プロジェクト期間中に、PAPC が自立的に運営可能となるよう、組織面、運営面、予算面など総合的に検討し、課題を明らかにしたうえで、専門

家チームと協議し現実的な改善案を検討する。改善案には、誰が、何を、いつまでに行うか等の提案も含むこととする。

- ④ ③の課題及び改善案も含め、PAPCの重要性と関係部局の役割について整理した内容をサバナケット県副知事及び関係部局の局長（PAFO,DPI,DOIC,DOFの局長。以下、「上層部」という）に説明し、協議して、改善案について了解を取り付ける。
 - ⑤ PAPCの運営に関して上層部の了解を得た上で、主要メンバー¹を対象としたPAPCの運営に関するワークショップを実施し、PAPCの意義や役割に関する共通理解を持つようになるとともに、プロジェクト終了後の持続的運営や県内他地区への普及拡大を念頭に置いた実際の運営方法について具体化する。ワークショップ終了後は、結果内容を報告書にまとめる。
 - ⑥ サバナケット県の上層部よりPAPCの運営に係る理解を得て、⑤にて策定した運営方法に沿って、主要メンバーによる第2回PAPCを開催・運営を支援する。
 - ⑦ ⑥で実施したPAPC運営の課題を整理し、C/PとともにPAPCの運営のモニタリングツールを取りまとめる。誰がどのようにモニタリングを行うか、CPと協議・合意し、モニタリング実施者が適切にモニタリングするよう説明・指導する。
 - ⑧ 現地業務完了に際し、第一次現地業務結果報告書（英文）（案）をC/P機関に提出し、報告する。
 - ⑨ JICAラオス事務所及び専門家チームに第一次現地業務結果報告書（英文）（案）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2021年5月下旬）
- ① 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）（案）をJICA経済開発部に提出し、確認を受けたうえで最終版を提出する。
 - ② 現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (4) 第2次国内準備期間（2021年6月下旬）
- ① 第1次現地業務派遣時に取りまとめたモニタリングツールを用いたモニタリング結果を把握する。
 - ② ①を踏まえて第2次派遣にかかるワークプラン（英文）を取りまとめ、経済開発部による確認の後提出する。併せて、JICAラオス事務所にもデ

¹ 主にプロジェクト活動に従事する10-20名程度を想定。具体の対象者は長期専門家チームと調整の上決定する。

ータを送付する。

(5) 第2次現地派遣期間（2021年7月上旬～10月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、専門家チーム、C/P 機関にワークプランを提出・説明し、業務計画の承認を得る。
- ② 第1次現地派遣時に実施したワークショップ参加後の参加者の意識や行動等の変化及び(2)⑦の結果を把握・確認し、課題と改善の方向性及び今後のPAPCの中・長期活動計画について、C/Pと検討する。
- ③ ②の検討を踏まえ、PAPC 運営の課題の解決策について及びPAPCの中・長期活動計画の策定に向けて主要メンバーに対してワークショップを実施する。
- ④ ③を踏まえて、サバナケット県において望ましいPAPC実施体制を確立させ、PAPC 運営ガイドラインや（改訂版）モニタリングツールを取りまとめるほか、ラオス側関係者による主体的なPAPC中・長期活動計画の策定を支援する。
- ⑤ ④で取りまとめたガイドラインを基にPAPCの今後の中・長期活動計画について、サバナケット県の上層部に説明する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）（案）をC/P機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA ラオス事務所及び専門家チームに現地業務結果報告書（英文）（案）を提出し、現地業務結果を報告する。

(6) 帰国後整理期間（2021年10月中旬）

第2次派遣の現地業務結果報告書（英文）、専門家業務完了報告書（和文）をJICA 経済開発部に提出し、確認を受けたうえで最終版を提出し、監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）
英文3部（JICA 経済開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）
- (2) 現地業務結果報告書
英文3部（JICA 経済開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）
和文2部（JICA 経済開発部、JICA ラオス事務所へ各1部）
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）
2021年10月25日までに提出。
現地でC/Pと協働して取りまとめたPAPC 運営ガイドライン及びワークショップ教材・資料集については各次報告書に参考資料として添付し

て提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
なし。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。
 - ・ チーフアドバイザー／営農（長期派遣専門家）
 - ・ 地方行政／参加型水管理（長期派遣専門家）
 - ・ マーケティング／園芸作物栽培（長期派遣専門家）
 - ・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎：プロジェクトにおいて手配
 - イ) 宿舎手配：あり。
 - ウ) 車両借上げ：必要な異動に係る車両の提供
 - エ) 通訳備上：プロジェクトにおいて必要に応じて手配。
 - オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームと要相談。
 - カ) 執務スペースの提供：サバナケット県農林局内プロジェクトオフィスにおける執務スペースを利用（ネット環境完備）
- (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8425) にて配布します。
 - ・ 第一回 PAPC 会議資料
 - ・ モニタリングシート (第 6 回)
 - ② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・ プロジェクトのホームページ
<https://www.jica.go.jp/project/laos/021/index.html>
 - ・ 中間レビュー報告書 (全文版)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043062.html>
 - ・ 中間レビュー報告書 (要約版)
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1600283&scenes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
 - ・ 「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031610.html>
 - ・ 「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査報告書」 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248951.pdf>)
 - ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
 - ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに

に、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上